

建築物の耐震改修の計画の認定等に係る審査基準の概要

1 趣旨

建築物の耐震改修の計画の認定の申請書等の添付書類について、市長が適切であると認めた者が証する書類の写しとしているところ、当該者を定めるとともに、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請の構造計算書の添付に係る取扱いを定めます。

2 審査基準の内容

(1) 建築物の耐震改修の計画の認定の申請書等の添付書類に関する事項

金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条第1項第1号の市長が適切であると認めた者等を、一般財団法人日本建築防災協会が設置する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会とします。

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類に関する事項

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして認定を受けようとする建築物について建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条第2項第1号に掲げる図書を添えてこれを行う場合に、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の規定により本市に既に提出した構造計算書を利用する申出があったときは、一定の場合に限り構造計算書の提出があったものとみなすこととし、再度の提出を不要とします。

3 スケジュール

令和4年8月初旬から運用を開始する予定です。